

『市民が主役のまちづくり』

まちづくり基本条例

って、なんだろう？



写真はイメージ（市民憲章をみんなでつくる会グループ会議より）

私たちのルールづくりを 私たちの手で!!

まちづくり基本条例とは

市民がまちづくりに参画し、行政と協働で地域の課題に取り組むために、お互いの役割・権利・責任を明確にするものが「まちづくり基本条例」です。行政だけでなく、議会・市民・NPOなど、それぞれが力を存分に発揮して、住んで良かったと思えるまちをつくっていくことが協働の目的です。

こうした参画や協働といった基本理念を示したまちづくり基本条例を制定する自治体は近年増えていますが、内容はそれぞれの特色により違ってきます。

本市でも、皆さんが共感し納得できる理念・方針を掲げ、「市民が主役のまちづくり」の基本的なルールを皆さんと一緒につくりあげたいと考えています。

まちづくり基本条例をわかりやすく例えると・・・

最近「自分たちができることは自分たちで」というスローガンを耳にする機会が増えています。これは、登下校時の児童の見守りパトロールや、地域の特産品を活かしたまちおこしなど、地域での取り組みが大きく見直されているためです。隣近所

の関係の延長上にある口ごとの活動を基本にしなから、興味関心を同じくする人々が集まり、当事者の目線で地域の課題解決に取り組もうとすることがとても重要です。少し以前なら、パトロールは警察の仕事、まちおこしは行政の仕事と思われていたことが、「自分たちができることを自分たちでやろう」という自発的な活動としてさまざまな形で行われています。

「市民協働」をすすめるために

このような状況の中で、実際に「自分たちができることを自分たちで」取り組んでいる方々が、より一層活動しやすくなるためには、市民間でどういう決め事が必要なのでしょう。か？また、行政はどう支援したら良いでしょうか？「ここまででは自分たちでできるけど、ここからは行政に頼みたい」といったこともあるのではないのでしょうか。

七尾をさらに良くするために、市民は、行政は、議会はそれぞれ何をしたいのか。多くの市民の皆さんと話し合い、創られていくルールが「まちづくり基本条例」なのです。

「一緒に新しいまちづくりを考えてみませんか？」
「まちづくり基本条例をつくる市民会議」委員募集

市では、市民の皆さんによる地域づくりの理念やルールや市民と行政との協働のまちづくりの原則を定めるために「まちづくり基本条例」の制定に向けた検討を始めます。これは、自治体の基本理念を定める条例で「市の憲法」のようなものです。

皆さんと幅広い議論を重ねながら具体的な構成や内容を決め、平成23年度中に制定したいと考えています。その具体的な内容を検討する市民会議の委員を募集します。

委員って何をするの？

①市民会議に出席し、七尾をよりよいまちにするための「まちづくりのルール」を、他の委員や「考えるつどい」に参加する市民と一緒に議論します。

②任期は、平成22年11月から「七尾市まちづくり基本条例素案」の市長への提言（平成23年11月を予定）が終了するまでです。

③会議は、委員の皆さんと話し合いながら開催したいと考えていますが、およそ月1〜2回程度を想定しています。

④報酬はありません。会議はグループ別に分かれたワークショップ形式で行います。委員の皆さんが活発に意見交換できる雰囲気づくりを手助けする「ファシリテーター」を設ける予定です。

委員になるには？

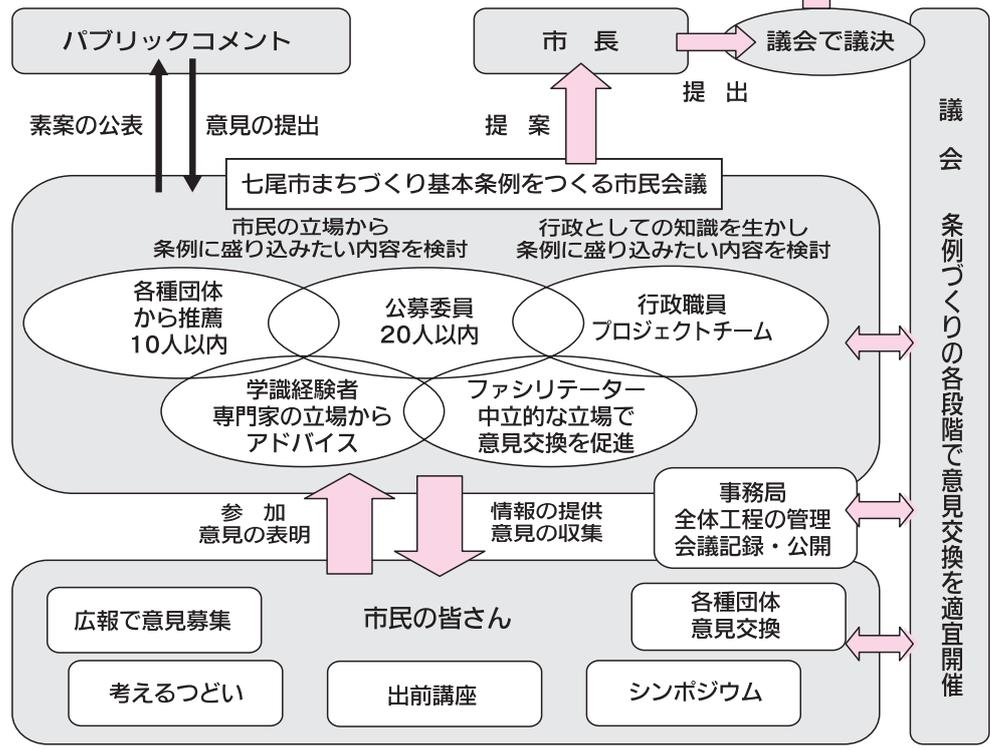
①募集人員は、原則20人以内とします。（応募多数の場合は選考。選考結果は11月初旬に文書でお知らせします）

②募集資格は、18歳以上で、現在七尾市に在住・在勤・在学または市内で社会的活動（地域活動・NPO活動など）をされている方とします。

③応募方法は、住所・氏名（ふりがな）・年齢・性別・職業・電話番号と応募の動機や市民参加・協働についての意見（200字程度、表題、様式は自由）を記入したものを郵送・FAX・電子メールまたは直接ご持参ください。

応募締め切り
 10月27日（水）17時【必着】

七尾市まちづくり基本条例ができるまで
 平成24年度の施行を目指します！



皆さんの思いをお聞かせください!

問・申
 市民男女協働課
 地域づくり協働推進室
 電話 053-86333
 電子メール kyoudou@city.nanao.lg.jp
 FAX 053-11125